



2019年4月15日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ス タ ジ オ ア タ オ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 瀬 尾 訓 弘  
(コード番号：3550 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 執 行 役 員 山 口 敬 之  
管理部<sup>ヒューマン</sup>マネージャー  
(TEL. 03-6226-2772)

## 株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株式の流動性を高めることで、投資家の皆様により投資しやすい環境を整えるとともに、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

2019年5月31日（金曜日）を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数

- |                   |                |
|-------------------|----------------|
| ① 株式分割前の発行済株式総数   | : 6,288,000 株  |
| ② 今回の分割により増加する株式数 | : 6,288,000 株  |
| ③ 株式分割後の発行済株式総数   | : 12,576,000 株 |
| ④ 株式分割後の発行可能株式総数  | : 48,000,000 株 |

(注) 上記の発行済株式総数及び増加する株式数は、2019年4月15日現在の発行済株式総数に基づき記載しているものであり、本取締役会決議の日から株式分割の基準日までの間に新株予約権の行使により増加する可能性があります。

##### (3) 分割の日程

- |          |                   |
|----------|-------------------|
| ① 基準日公告日 | : 2019年5月16日（木曜日） |
| ② 基準日    | : 2019年5月31日（金曜日） |
| ③ 効力発生日  | : 2019年6月1日（土曜日）  |

### 3. 株式分割に伴う定款の一部変更

#### (1) 定款変更の理由

上記の株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づく取締役会決議により、2019 年 6 月 1 日をもって当社定款の一部を変更いたします。

#### (2) 定款変更の理由

変更の内容は、以下の通りとなります。(変更箇所は下線を付しております。)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,400</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,800</u> 万株とする。

#### (3) 定款変更の日程

効力発生日は、2019 年 6 月 1 日（土曜日）となります。

### 4. その他

#### (1) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際し、資本金の額の変更はありません。

#### (2) 新株予約権の調整

今回の株式分割に伴い、2019 年 6 月 1 日以降、当社発行の新株予約権の 1 株当たりの行使価額を以下のとおり調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第 1 回新株予約権 (2015 年 2 月 11 日臨時株主総決議)	67 円	34 円
第 2 回新株予約権 (2016 年 1 月 19 日臨時株主総決議)	67 円	34 円

#### (3) 株主優待制度の取扱い

今回の株式分割に伴い、2019 年 1 月 30 日付「株主優待制度の新設に関するお知らせ」にて公表いたしました株主優待制度に変更はありませんが、継続保有期間の取扱いは以下の通りといたします。(変更箇所は下線を付しております。)

##### (変更前)

##### 対象となる株主様

継続保有期間 1 年以上 (※) かつ 100 株 (1 単元) 以上の株式を保有する株主様を対象といたします。

※ 継続保有期間 1 年以上とは、同一株主番号で 2 月末日及び 8 月末日の株主名簿に連続して 3 回以上記載または記録されることといたします。

##### (変更後)

##### 対象となる株主様

継続保有期間 1 年以上 (※) かつ 100 株 (1 単元) 以上の株式を保有する株主様を対象といたします。

※ 継続保有期間 1 年以上とは、同一株主番号で 2 月末日及び 8 月末日の株主名簿に連続して 3 回以上記載または記録されることといたします。ただし、2020 年 2 月末の基準日においては、上記に加えて同一株主番号で 2019 年 5 月末の株主名簿に記載または記録されることを要します。

以上